

津山圏域衛生処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

津山圏域衛生処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和46年7月12日

津山圏域衛生処理組合条例第4号

改正 昭和47年3月31日条例第2号

昭和48年3月30日条例第2号

昭和49年3月30日条例第2号

昭和49年9月30日条例第5号

昭和50年3月31日条例第2号

昭和50年12月24日条例第5号

昭和51年12月25日条例第2号

昭和53年6月23日条例第4号

昭和55年10月4日条例第2号

昭和57年7月10日条例第1号

昭和61年12月17日条例第3号

平成元年3月30日条例第2号

平成3年10月30日条例第3号

平成5年10月22日条例第1号

平成8年3月29日条例第1号

平成17年2月28日条例第3号

平成27年3月1日条例第2号

第1条 この条例は、法令又は条例に定めるものを除き、津山圏域衛生処理組合議会議員を除く特別職の職員で、非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。

第2条 特別職の職員（嘱託員を除く。以下次条において同じ。）が、その職務のために出勤した場合は、別表に定める額の費用弁償を支給する。

第3条 特別職の職員が公務のため管外に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

津山圏域衛生処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

2 前項の規定により支給する旅費は、津山圏域衛生処理組合旅費支給条例（昭和46年津山圏域衛生処理組合条例第5号）の例により、その額は同条例第3条別表A級相当額とする。

第4条 特別職の職員のうち、嘱託員がその職務のため出勤した場合は、日額11,200円以内の報酬を支給する。

2 前項の規定による報酬は、勤務の都度支給する。ただし、毎月10日以上勤務する者についてはその月分をまとめて支給することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月12日から適用する。

付 則（昭和47年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年9月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月10日から適用する。

付 則（昭和50年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年12月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年12月1日から適用する。

付 則（昭和51年12月25日条例第2号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

付 則（昭和53年6月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

付 則（昭和55年10月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

津山圏域衛生処理組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

付 則（昭和 57 年 7 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 61 年 12 月 17 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 10 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 5 年 10 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 2 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

|                 |
|-----------------|
| 日 当<br>(1 日当たり) |
| 7,100 円         |